

環 廃 産 発 第 1405303 号
平成 26 年 5 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 8 号の 2 に掲げる産業廃棄物処理施設であって、移動することができるように設計したもの（以下「移動式がれき類等破碎施設」という。）は、廃棄物の発生場所において減容化及びリサイクルが可能であることや、廃棄物を中間処理施設まで運搬する必要がないため、移動に伴う環境汚染のリスクが低減されるなど、建設工事現場等において高いニーズがある。しかし、移動式がれき類等破碎施設は、その特性から設置場所が定まらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の手法が示されていないこと等を理由として、その取扱いが自治体間で異なるといった状況が見受けられる。

今般、移動式がれき類等破碎施設に係る法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可（以下「設置等の許可」という。）の申請に対する、法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準等についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方を、別紙のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、移動式がれき類等破碎施設の設置等の許可の申請に係る審査については、別紙を参考とし、円滑な運用を図るようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。



移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について(通知)

hairi-sanpai

宛先: kansei.kanhai1, kankyo, ac0003, junkan,
recycle, yjunkan, sangyou, haitai3, hai-tai,
sanpai, a3120, sanhai1, S0000637,

2014/05/30 19:06

2 添付ファイル



移動式がれき類破碎施設に係る考え方等について.pdf20140530(移動式通知).pdf

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

日頃は環境行政の推進に御協力いただきありがとうございます。
今般、環境省では、移動式がれき類等破碎施設に係る法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請に対する、法第15条の2第1項第1号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準等についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方を、別添のとおり取りまとめましたので送付します。
なお、通知文については後日送付いたしますが、別紙「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方等について」は貴都道府県・政令市にて印刷頂ければ幸いです。

環 境 省

廃棄物・リサイクル対策部

産 業 廃 棄 物 課

電話 (03) 3581-3351

FAX (03) 3593-8264

e-mail hairi-sanpai@env.go.jp